

## 構成員提出資料

- 大谷構成員 . . . . . 1
- 奥山構成員 . . . . . 3

# 大谷構成員

## ① 子どもの意見表明権の保障

### 個別の子どもの意見表明

- 決定における意見聴取義務の法律への明記（子どもの最善の利益原則と一体）
- 決定機関職員の研修
- 意見表明支援員
- 子どもへの周知・意見表明をしやすい仕組み

### 政策決定プロセスへの当事者参画

#### ➤ 参加の対象

- (狭) 社会的養育推進計画策定
- (広) 児童福祉分野全般、あるいは、より広く子どもに関わるあらゆる分野の政策決定・参加の仕組み・課題の提起等

#### ➤ 参加の主体

- (狭) 当事者・元当事者の子ども・若者
- (広) 子ども一般

## ② 権利擁護の枠組み・機関

### ➤ 権利の範囲

- (狭) 意見表明権
- (広) 子どもの権利全般（《子どもの最善の利益》・暴力からの自由・親からの不分離・教育についての権利等）

### ➤ 対象分野・子ども

- (狭) 児童福祉分野
- (広) 子どもに関わるあらゆる分野（教育・健康・社会福祉・家族・司法・差別等）

### 取組み

個別の権利救済

教育・意識啓発

政策提言

児福審活用

自治体オンブズマン

### 自治体レベル

- 権限・独立性・専門性・アクセシビリティ等一定の要件を確保
- 自治体の実情・多様性を許容

### 子どもコミッション

### 国レベル

- 児童福祉分野を含む、子どもに関わるあらゆる分野における教育・意識啓発、政策提言を担う。政策決定プロセスへの子どもの参加の推進
- 自治体レベルの取組みの支援・連携

### 機関

# 奥山構成員

# 子どもコミッショナー（オンブズパーソン）とは

## ●子どもコミッショナーの役割

- ① 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること。
- ② 子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと。
- ③ 子ども自身からのものを含む苦情申立てに対応して必要な救済を提供すること。
- ④ 子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行うこと。（平野 2001）

●子どもの権利委員会は、子どもの権利条約を実践するために、批准国に子どもコミッショナー／オンブズパーソンの設置を求めている  
（一般的意見2号）

## 子どもコミッショナー（オンブズパーソン）とは ②

- ・ ヨーロッパ47か国中34カ国が設置済み（European Network of Ombudspersons for Childrenより）。
- ・ 国レベルの設置のみのケースも、オーストラリアのように国と各州に設置しているケースもある。
- ・ 日本の人口規模からすると国レベル（政策提言）と都道府県レベル（個別救済）との双方の設置が望ましいと考えられる。

# スコットランドの子どもコミッショナーの事例



- ・ 2003年に法律により制定
- ・ 「今回、注目度が高く、影響力の大きい独立したポストを設けることにより本当に変わることができます。これこそ、私たちが国会議員として子どもや孫に残してやれる最も意味のある遺産です。」（法律制定における提案議員の発言）
- ・ 現在の子どもコミッショナーはブルース・アダムソン氏（2019年12月 日本子ども虐待防止学会で講演）
- ・ オフィスにはスタッフ15名。運営予算は約1億6000万円
- ・ 任期は6年間。子どももふくむ選考で選ばれる。
- ・ 議会から任命され、政府から独立性を担保されている。
- ・ 調査権を持ち、役所は調査やヒアリングに応じる義務がある（ただし、個別救済はない）。

# スコットランドの子どもコミッショナーの事例

- ・ ホームページで、子どもの権利についてわかりやすく説明し、子どもからの意見も聞く。
- ・ 子ども自身が自分の意見を述べる支援をする。
- ・ 2013年 調査権により、32の自治体すべての学校における子どもの隔離と身体拘束について調査し、議会に報告書を提出。政府と自治体に改善のための提言を行い、提言の実施状況を確認している。
- ・ 2019年10月、子どもへのすべての暴力を禁止する法律の成立に貢献。





赤色着色部分は論点となりうるところ

	川西市 子どもの人権オンズパーソン条例	川崎市 人権オンズパーソン条例	埼玉県 子どもの権利擁護委員会条例	名古屋市 子どもの権利擁護委員会条例	西東京市 子ども条例(※)	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(※)	世田谷区子ども条例(※)
交付年月日	平成 10 年 12 月 22 日	平成 13 年 6 月 29 日	平成 14 年 3 月 29 日	平成 31 年 3 月 27 日	平成 30 年 10 月 1 日	平成 26 年 7 月 10 日	平成 13 年 12 月 10 日
<b>機関の設置</b>							
上位の根拠規定の明記	有(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関)	無	有(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関)	無(市長の付属機関であることは明記)	無(市長の付属機関であることは明記)	無	無(区長と教育委員会の付属機関であることは明記)
所掌事務	① 子どもの人権侵害救済 ② 子どもの人権擁護、人権侵害の防止 ③ その他	管轄は以下とし、助言・支援、調査、勧告、是正表明、内容公表などは他自治体同様 ①子どもの権利侵害 ②男女平等の人権侵害 (但し裁判後のもの、議会請願中のもの、市民オンズマンへの依頼事項は対象外)	① 子どもの権利侵害相談についての助言、支援 ② 救済申立ての調査、勧告、意見表明等 ③ 勧告、意見表明等の内容公表 ④ その他	① 子どもの権利侵害相談についての助言、支援 ② 救済申立ての調査、調整、勧告、要請等 ③ 勧告、要請の内容公表 ④ 普及啓発	※委員会の職務は明記がないが委員の職務としては、同左のような職務がある	① 子どもの人権侵害に関する事項の調査審議 ② 知事の諮問に応じた子どもの人権侵害に関する事項	① 子どもの権利侵害についての相談、助言、支援 ② 権利侵害を取り除くための調査、調整、要請 ③ 権利侵害を防ぐための意見陳述 ④ 要請、意見などの公表 等
定数	3 人以上 5 人以下	2 人	3 人	5 人以内	3 人以内(但し擁護委員を補佐する専門員を置く)	5 人以内	3 人以内
要件	人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、(略)オンズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもの	人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者	人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者	人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者	人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者	学識経験者	人格が優れ、子どもの人権について見識のある人
任命者	市長	市長(議会の同意も必要)	知事	市長	市長	知事	区長と教育委員会
任期	2 年(再任の場合も最長 6 年)	3 年(1 期のみ再任可能)	2 年(再任の場合も最長 6 年)	2 年(再任可能)	3 年(再任可能)	2 年(再任規定なし)	3 年(再任可能)
首長による解職	原則不可(心身の故障又は職務上の義務違反を除く)	可能(心身の故障又は職務上の義務違反がある場合で、議会の同意を得たとき)	可能(心身の故障又は職務上の義務違反がある場合)	可能(心身の故障又は職務上の義務違反がある場合)	可能(特別の事情がある場合)	規定無	可能(心身の故障又は擁護委員としてふさわしくない行いがある場合)
委員長	オンズパーソンの互選	2 名のうち 1 名が代表	委員の互選	委員の互選	規定無	規定無	規定無
<b>責務規定</b>							
委員	有	有	有	有	(職務の規定のみで責務の規定としては無)	(責務の規定としては無)	有(務めとして規定)
自治体	有(独立性の尊重に言及あり)	有(独立性の尊重に言及あり)	有(解釈上。独立性の尊重に言及あり)	有(独立性の尊重に言及あり)	有(独立性の尊重に言及あり)	(責務の規定としては無)	有(独立性は明記せず協力する義務を規定)
<b>救済の申立、処理</b>							
救済の申立	有(代理人も可)	有(代理人も可)	有	有	有(明記はないが解釈上あり)	有(いじめ、体罰の特記あり)	有
<b>調査の契機</b>							
申立	有	有	有	有(但し知事の付託)	有	有	有
発意	有	有	有	有	無	有(その他として発意も含まれると解釈)	有
<b>調査の方法</b>							
資料提出	有(市の機関以外の規定なし。以下調査の方法の項で同じ)	有(但し市の機関以外の場合は協力要請まで)	有(但し県の機関以外の場合は協力要請まで)	有(但し市の機関以外の場合は協力要請まで)	無(活動への協力の努力義務を市民も含めて記載するのみ。以下調査の方法の項で同じ)	有	有(関係機関などと記載)
説明要求	有	有(但し市の機関以外の場合は協力要請まで)	有(但し県の機関以外の場合は協力要請まで)	有(但し市の機関以外の場合は協力要請まで)	無	有	有
立入検査	無	有(但し市の機関以外の場合は協力要請まで)	無	有(但し市の機関以外は実地調査は不可)	無	無	無
専門的機関への調査依頼	有	有	無	有	無	無	無
是正勧告	有	有(但し市の機関以外の場合は調整まで)	有(但し県の機関以外の場合は是正要請まで)	有(但し県の機関以外の場合は是正要請まで)	無(要請と意見表明の権限のみ。)	有	無(要請と意見表明の権限のみ。)
県の報告義務	有(最短 40 日以内)	有(最短 60 日以内)	無	有(最短 60 日以内)	無	無	有(但し報告要求が可能な点のみ明記)
その他	事務局として調査相談専門員を置く子どもや市民への広報の条あり	事務局として専門調査員を置く市民オンズマンとの共同勧告人権に関する課題についての意見公表の節あり 附則に見直し規定あり		再調査、再勧告の規定あり 附則に見直し規定あり	前文にいじめ、虐待、貧困の例示があり機関以外の規定も含めた包括的な条例	機関以外の規定も含めた包括的な条例	機関以外の規定も含めた包括的な条例

諸外国の子どもコミッショナー／子どもオンブズマン／子どもアドボケイト

国名	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド	ノルウェー	スウェーデン	カナダ（オンタリオ州）
名称	Children's Commissioner for England	Children's Commissioner for Wales	Commissioner for Children and Young People Scotland's	Northern Ireland Commissioner for Children and Young People	Ombudsman for Children in Norway (Barneombudet)	Ombudsman for Children in Sweden (Barnombudsmannen)	Provincial Advocate for Children and Youth (Office of Child and Family Service Advocacy)
根拠法	Children Act 2004・Children and Families Act 2014	Care Standards Act 2000・Children's Commissioner for Wales Act 2001	The Commissioner for Children and Young People (Scotland) Act 2003・The Children & Young People (Scotland) Act 2014	The Commissioner for Children and Young People (Northern Ireland) Order 2003	ACT NO. 5 OF MARCH 6. 1981	The Children's Ombudsman's Act 1993	Provincial Advocate for Children and Youth Act 2007(Child and Family Services Act, 1984)
設置年	2005年	2001年	2004年	2003年	1981	1993	2007(1984)
職務	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と福祉を保護し促進すること	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と最善の利益を保護し促進すること	公私の機関に対して子どもの利益を促進すること及び子どもが育つ環境の改善を追究すること	国連・子どもの権利条約にもとづくスウェーデンの誓約に照らし、子どもおよび若者の利益を代表する	子どもの代弁／子ども・親とサービス提供者間の理解促進／子どもの権利教育／調査と勧告
任命	英国政府	地方政府	英国女王	地方政府	国王	政府	州議会の指名により副知事が任命
任期	5年+5年	7年(再任不可)	8年以内(議会在決定)	4年+4年	6年(再任不可)	6年	5年+5年
予算(2017-18) (2018.11.26換算)	£2,471,000 (357,487,719円)	£1,583,000 (229,094,172円)	£1,377,000 (199,266,055円)	£1,339,429 (193,844,206円)	21,461,000 (NOK) [284,726,306]	40,295,000 (SEK) [503,190,017円]	\$ 10,598,265 (905,593,807円)
人口(2017)	55,619,400	3,125,200	5,424,800	1,870,800	5,305,000人	9,911,000人	14,322,757人
予算／人口	£ 0.04 (6.42円)	£ 0.51 (73.8円)	£ 0.25 (36.8円)	£ 0.72 (101.6円)	4.05 (NOK) (53.8円)	4.07(SEK) (50.8円)	\$ 0.74 (64.7円)
予算決定	英国政府	地方政府	地方議会	地方政府	政府	政府	州議会
年次報告提出先	英国国会	地方政府	地方議会	地方政府	政府	政府	州議会議長
調査権限	有	有	有	有	有	有	有
個別ケース調査	否	可	可	可	無	無	有
子ども参加	有	有	有	有	無	無	有

(出所) 堀正嗣「子どもの権利に関する国内人権機関の独立性と機能」海外事情研究 vol.46 pp.91-122